



対=対象(特記ない場合、区内在住・在勤・在学者) 日=日時・日程 場=会場 日=当日直接会場へ 講=講師  
 費=費用(特記ない場合、無料) 備=ほかの情報 申=申込方法(特記ない場合、発行日時点で申込可)  
 問=問合せ先 区HPQ 0000=区のホームページの検索メニュー 「ページIDから探す」へ番号入力でページを表示  
 ※=要件を満たすとせたがや Pay のポイントがもらえます

区役所 〒154-8504 世田谷4-21-27  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/>  
 せたがやコール 区HPQ 8436



## 障害者施設の製品を手にとってみませんか ～区内障害者施設の製品を取り扱うアンテナショップ「Felice di Ai」

手作りの焼き菓子や雑貨など、どれも温もりを感じていただけるものばかりです。交流自治体の製品も販売しています。

**本店** 喜多見駅高架下(喜多見9-2-33) **営業時間**／午前11時～午後6時

**区役所店** 区役所東棟エントランス(世田谷 4-21-27) **営業時間**／午前11時～午後2時

※本店、区役所店ともに土・日曜、祝・休日、年末年始は休み。

担当=障害者地域生活課

新たに開店した本店の様子▶



問Felice di Ai ☎5761-8820 FAX5761-8821 区HPQ 2840



## 熱中症に気をつけましょう

熱中症は、夏の暑い日だけでなく、急に気温が上がる日などに発症する場合があります。高齢の方やお子さんは特に注意が必要です。

### ●高齢の方

暑さや水分不足に対する感覚機能や、暑さに対する体の調整機能が低下しています。のどが渇いていなくても、こまめに水分や塩分を補給しましょう。

### ●お子さん

大人に比べ体温が上昇しやすいため、より注意が必要です。地面に近いほど気温が高くなるため、外出時は日陰を利用しましょう。

**就寝中を含め、室内でも熱中症になることがあります。**

**夜間もエアコンや扇風機を使い、温度調節をしましょう。**

### 犬も熱中症対策が必要です

真夏の道路は照り返しが強く、とても高温になり、肉球が火傷をする可能性もあります。夏の散歩は暑くない時間帯に行い、必ず水分補給ができるように水を持参してください。

暑い時期や悪天候の日には、散歩に行かない選択もあります。飼い主も愛犬も熱中症対策をして、体調に気をつけてお過ごしください。



問世田谷保健所生活保健課 ☎5432-2908 FAX5432-3054

問世田谷保健所健康企画課 ☎5432-2472 FAX5432-3019



## みどり豊かなまちをめざして

### ①建築行為等に伴い緑化の届出が必要です

区内で一定規模以上の建築行為等を行う場合、みどりの基本条例や都市緑地法に基づく届出(申請)が必要です。緑化基準や手続きの詳細については、①「みどりの計画書兼みどりの計画確認書 提出の手引き」②「みどりの計画書兼緑化率適合証明申請書提出の手引き」(総合支所街づくり課、都市計画課、みどり政策課、① 区HPQ 4731 ② 区HPQ 4727 にあり)をご覧ください。

### ②緑化施設の巡回確認をしています

区では、都市緑地法に基づく緑化地域制度を導入しており、建築行為を行う際には敷地の規模に応じて、緑化が法律で義務付けられています。対象となる建築物は、基準以上の緑化率を将来にわたって維持しなければならず、区では年間を通じてその緑化の維持状況を定期的に確認しています。みどりを守り、さらに豊かにするために、確認の実施にご協力をお願いします。

### ③みどりと花いっぱい活動を支援しています 区HPQ 4708

花や自然を大切にする気持ちを育み、地域のつながりを深めるため、区民の皆さんによる、みどりや花づくり活動を支援しています。区と「みどりと花いっぱい協定」を結んだグループには、花苗等の資材を配布します。皆さんが楽しめる花壇をつくってみませんか。

### ④緑化に伴う工事費用を助成します

生垣、植栽帯、シンボルツリー、屋上・壁面緑化… 区HPQ 4705  
事業用等駐車場(建築物の敷地に含まれていないもの)の緑化… 区HPQ 4963

### ⑤移植に伴う工事費用を助成します 区HPQ 4707

建物の新築や増改築等により、やむを得ず樹木を移植する場合、その費用の一部を助成します。  
対象樹木/幹周り80㎝(地上1.5mの高さで測定)以上または高さ10m以上の樹木

### ⑥市民緑地契約による私有樹林地の保全を進めています 区HPQ 4710

面積300平方m以上の私有樹林地等を5年以上一般公開することで、樹木の維持管理の支援や、固定資産税の免除、相続税の評価減(20年以上の契約)等税制上の特例を受けることができます(現在、区内に16か所の市民緑地があります)。



共通事項 備④⑤いずれも施工前の手続きが必要です。  
問みどり政策課 ①～④ ☎6432-7905 FAX6432-7989 ⑤ ☎6432-7904 FAX6432-7989 ⑥ (一財)世田谷トラストまちづくり ☎6379-1620 FAX6379-4233

## 区のおしらせ「せたがや」をリニューアルします

あなたと区政をつなぐ架け橋となる紙面をめざし、7月1日号から本紙・区のおしらせ「せたがや」をリニューアルします。

リニューアルのポイントは7月1日号12面でお知らせします。新しい紙面をお楽しみに！

7月1日号からの表紙デザイン(予定) タイトルロゴも新しくなります▶▶▶

問広報広聴課 ☎5432-2009 FAX5432-3001

